

# 一般社団法人西宮市ゴルフ協会 細則

平成 29 年 4 月 3 日制定施行

令和 2 年 3 月 12 日改訂施行

## 第 1 章 総 則

(本細則の準拠)

第 1 条 本細則は、「一般社団法人西宮市ゴルフ協会（以下、「本協会」という。）定款」（以下、「定款」という）に準拠し、かつその運営にあたって必要な細目を定めるものである。

(事務所の管理)

第 2 条 本協会の事務所の管理責任者は、総務委員長とする。

2 事務所は、原則として毎週火曜日、木曜日及び金曜日の午前 10 時から 12 時まで開所するものとする。

3 毎週の開所にあたっては、原則として、火曜日は総務及び財務委員会、木曜日は競技委員会及びジュニアゴルフ委員会、金曜日はスナッグゴルフ委員会が担当する。

(協会印及び会長印)

第 3 条 本協会は、協会印及び会長印を公印とする。

2 公印の管理責任者は、総務委員長とする。

3 公印を押捺する場合は、公印押捺簿に記入のうえ、コピーをファイルに綴じて 2 年間保管する。

## 第 2 章 会 員

(入会・退会・除名)

第 4 条 入会申込書の様式は、添付資料 1 による。

2 退会届の様式は、任意とする。

(会員名簿)

第 5 条 会員名簿を、事務所に備えるものとする。

2 会員名簿の管理責任者は、総務委員長とする。

## 第 3 章 総 会

(書面評決等)

第 6 条 会員が書面によって議決権を行使した場合、その書面は 2 年間保管するものとする。

2 出席できない会員が他の出席会員に議決権の行使を委任する場合には、その旨を出席会員に文書で委任し、出席会員はその委任状を理事会に総会開会前にあらかじめ提出しなければならない。その委任状は 2 年間保管するものとする。

(総会の決議事項の周知)

第 7 条 総会で決議した事項については、総会開催の次の「会報」において、会員に周知する。

## 第 4 章 役員等

(顧問・幹事)

第 8 条 顧問及び幹事は、会員及び会員以外の個人から理事会が推薦する。

2 会長は、理事会から推薦のあった個人に対して顧問または幹事を委任する。

3 顧問及び幹事の任期は、委任から当協会の次の役員改選時までとする。

(名誉職)

第9条 理事会は、次に該当する会員、顧問・幹事及びそれ以外の個人を名誉職に推薦することができる。

- (1) 当協会の事業推進に積極的に協力し、今後とも協力を期待できる方。
- (2) 当協会の事業の社会的な理解促進にご協力を期待できる方。
- 2 会長は、理事会から推薦のあった個人に対して名誉職を委嘱する。
- 3 名誉職の任期は、委任から当協会の次の役員改選時までとする。

## 第5章 理事会及び委員会

(理事会)

第10条 理事会は、原則として4月、6月、8月、10月、1月の第2木曜日とし、必要に応じ変更ができるものとする。

(理事会議事録)

第11条 理事会議事録の管理責任者は、総務委員長とする。

(委員会)

第12条 理事会の下に総務、財務、競技及びジュニア育成委員会を設け、ジュニア育成委員会にはスナッグゴルフ委員会及びジュニアゴルフ委員会を設ける。

- 2 各委員会の委員長は、会長がこれを委任する。
- 3 各委員会の委員は、委員長がこれを委任する。

(総務委員会)

第13条 総務委員会は、定款及び規程・細則等の管理、会員管理、総会及び理事会並びに役員会の管理、事業計画の管理、渉外その他本協会の運営に関する庶務事項を担当する。

- 2 総務委員会は、前項の事業の計画案及び報告案を作成するとともに、他の委員会の事業計画案及び事業報告案を統合して、本協会の事業計画案及び事業報告案を作成する。
- 3 総務委員会は、会報の発行を統括する。会報は、原則として4月、6月、9月、11月、2月に発行する。

(財務委員会)

第14条 財務委員会は、年会費等入出金を管理する。

- 2 財務委員会は、収支予算及び決算に関する事項を担当する。

(競技委員会)

第15条 競技委員会は、本協会の開催するゴルフ大会の競技に関する事項を担当する。

- 2 競技委員会は、前項の事業の計画案及び報告案を作成する。

(ジュニア育成委員会)

第16条 ジュニア育成委員会は、小中学生等に対するゴルフの普及に関する事項を担当する。

- 2 スナッグゴルフ委員会は、小学生等のスナッグゴルフの大会に関する事項を担当する。
- 3 スナッグゴルフ委員会は、前項の事業の計画案及び報告案を作成する。
- 4 ジュニアゴルフ委員会は、小中学生等のゴルフに関する事項を担当する。
- 5 ジュニアゴルフ委員会は、前項の事業の計画案及び報告案を作成する。

## 第6章 会 計

(年会費)

第17条 理事会は、次に該当する会員及び顧問・幹事の年会費の免除を承認することができる。

(1) 当協会の事業推進に積極的に協力し、今後とも協力を期待できる方。

(2) 当協会の事業の社会的な理解促進にご協力を期待できる方。

2 年会費を免除しようとする会員及び顧問・幹事は、毎年度ごとに、総務委員会が理事会に推薦する。

(交通費等)

第18条 本協会の業務に関し必要な場合、理事会の承認の範囲内で交通費等を支給する。

## 第7章 補 足

(添付資料)

1 入会申込書の様式

2 公印押捺簿

3 会員名簿

以 上

### 【 参 考 】

「 細則一覧表 」

1	一般社団法人西宮市ゴルフ協会	細則	平成 29 年 4 月 3 日制定施行 令和元年 8 月 9 日改訂施行 令和 2 年 3 月 12 日改訂施行
2	一般社団法人西宮市ゴルフ協会	業務分掌内規	平成 29 年 4 月 3 日制定施行
3	一般社団法人西宮市ゴルフ協会	実施細則内規	平成 29 年 4 月 3 日制定施行
4	一般社団法人西宮市ゴルフ協会	個人情報管理規定	平成 29 年 4 月 3 日制定施行
5	一般社団法人西宮市ゴルフ協会	入会申し込みに関する処理フロー	平成 29 年 4 月 3 日制定施行
6	一般社団法人西宮市ゴルフ協会	競技運営要領	平成 29 年 4 月 3 日制定施行
7	一般社団法人西宮市ゴルフ協会	ハンディキャップ規則	平成 29 年 4 月 3 日制定施行
8	一般社団法人西宮市ゴルフ協会	交通費規定	平成 31 年 7 月 3 日改訂施行
9	一般社団法人西宮市ゴルフ協会	監査部門 業務分掌兼実施細則	平成 29 年 4 月 3 日制定施行